

公立大学法人京都市立芸術大学染織会館奨学基金規程

(令和6年2月15日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人京都染織会館の厚志を記録するため、公立大学法人京都市立芸術大学寄付金等取扱事務規程第8条の規定により、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）が設置する公立大学法人京都市立芸術大学染織会館奨学基金規程（以下「基金」という。）の運営管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 基金は、法人において行う染織専攻及び日本画専攻の学生に対する奨学並びに教育奨励の推進を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 基金は、寄付金及びその運用による果実をもって構成する。

(対象事業)

第4条 基金は、次の各号に掲げる支援等に支出するものとする。

- (1) 作品展における「京都染織会館賞」に係る賞金の贈呈
- (2) 基礎教育における学生支援
- (3) 博士（後期）課程教育における学生支援
- (4) 教育教材の入手に関する学生支援
- (5) 京都府内の伝統的な産業の継承に資する「京都染織会館基金講座」の開設

(経費)

第5条 前条に規定する事業の実施に要する経費は、基金の元金及び基金の運用益をもって充てる。

(運用)

第6条 基金の運用は、地方独立行政法人法第43条各号に規定する範囲内の方法により、安全かつ効果的な運用を行うものとする。

(寄付金の受入れ)

第7条 基金に対する寄付金の受入れは、公立大学法人京都市立芸術大学寄付金等取扱事務規程に定めるところによる。

(事務所管)

第8条 基金に関する事務は、事務局が所管する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月15日から施行する。